

令和 7 年度

伊賀ブランド認定申請の手引



ひそかに育んだ魅力あふれる伊賀ものを応援します。

【募集期間】

令和 7 年 6 月 2 日（月）～ 6 月 27 日（金）

伊賀ブランド推進協議会

目 次

令和7年度伊賀ブランド認定申請募集のご案内 -----	2
伊賀ブランド認定要領 -----	6
伊賀ブランド認定基準 -----	9
伊賀ブランド認定審査取扱方針 -----	11
伊賀ブランド認定委員会設置要綱 -----	13
伊賀ブランド認定要領（様式集） -----	14

令和7年度 伊賀ブランド認定申請募集のご案内

1 伊賀ブランド認定制度とは

伊賀の風土と暮らしが育み、伊賀の匠の知恵と技が結集した優良な「伊賀産」（伊賀産品）と、その生産又は製造等に携わる「伊賀者」（事業者等）を伊賀ブランド「IGAMONO」として認定し、情報発信することにより、伊賀の知名度を向上させ、伊賀産品の普及と品質の向上並びに事業者の意欲を高め、地域づくりと産業の活性化に資することを目的としています。

2 募集期間

令和7年6月2日（月）～ 6月27日（金）

3 認定対象

認定の対象は、「伊賀産品及びその事業者等」としており、品目のみではなく、“品目（もの）＋事業者（ひと）”を認定対象としています。これは、認定対象となる品目に対する責任の所在を明確化し、消費者に対するブランドの信頼性を確保するためです。

認定の対象となる伊賀産品は、①一次産品、②加工品、③工芸品で、原則として伊賀地域で生産、製造、加工されたものをいいます。

4 申請資格

認定の申請を行うことができる資格のある方は、農業、林業、漁業若しくは製造業やサービス業を営む個人、法人又はこれらを営む方々で組織される法人若しくは団体であって、原則として伊賀地域に主たる事業所を有する方々です。ただし、一次産品の認定申請については、個人事業者は対象となりません。

また、伊賀市等が賦課徴収する住民税等に滞納が無いこと、生産・製造・加工・販売等について法令等の規定に違反していないこと、責任者、責任の所在が明確であり、第三者からの苦情、要望等に対する処理体制が確立されていることが条件となります。

5 認定のプロセス

「伊賀ブランド推進協議会」は、原則各年度に1回、一定の時期に事業者からの申請を受け付け、市内外のマーケティング、流通、情報発信、集客交流等、各分野の代表者で構成する「伊賀ブランド認定委員会」に審査を委ねます。

認定委員会は協議会から審査を委ねられた場合は、「ひそかに育んだ魅力あふれる伊賀もの"伊賀流逸品"」をコンセプトテーマに、5つの認定基準に基づいて書類及びプレゼンテーションで審査を行い、その結果を協議会に報告します。

認定に適合した場合は、申請者に対して認定結果を通知し、伊賀ブランド認定証を交付します。認定に適合しなかった場合は、申請者に対してその理由を付してお知らせします。

伊賀ブランドとして認定した伊賀産品及び事業者について、その内容を公表し、積極的に情報発信をしていきます。

6 伊賀ブランド5つの認定基準

協議会は、伊賀ブランドの認定にあたって5つの認定基準を定めています。

コンセプト	伊賀の風土・自然・歴史・伝統・生活から培われてきたものである。伊賀らしい魅力・価値が感じられる。
独自性	伊賀ブランドとして独自性がある。伊賀ブランドらしい工夫や創意・技がある。
信頼性	高質で、品質に対する確実な取り組み・法令順守・衛生・製造過程における安心安全の確保がなされている。伊賀地域で生産・加工されている。原則、主たる原材料が伊賀産である。
市場性	商品としての魅力がある。パッケージ・容器・サイズ・雰囲気等が商品の販売にふさわしいものである。
将来性	販売実績があり、将来への意欲や構想がある。

※詳しくは「伊賀ブランド認定基準細目（P10）」をご覧ください。

7 認定の有効期間

認定の有効期間は、認定した日の属する年度から3年目の3月31日までです。なお、有効期間が終了となる場合においては、認定期間が終了する日の3ヶ月前までに、認定事業者からの更新申請書を受け付け、認定を更新することができます。更新の有効期間は、認定の終了する日の翌日から2年間です。

8 伊賀ブランド認定にかかる費用

認定を受けた事業者等（認定事業者）は認定に係る登録料を納めていただきます。

- ・新規の登録料は1認定品につき1万円。ただし、2品目以降は1認定品につき2千円
- ・更新の登録料は1認定品につき5千円。ただし、2品目以降は1認定品につき1千円

9 伊賀ブランド認定マークの表示

伊賀ブランド認定品には認定マークをシールやタグまたはパッケージ印刷するなど表示することができます。認定マークの印刷表示については、認定事業者の負担となります。協議会が発行する認定マークのシールを使用する場合は、事務局から購入していただきます。

10 伊賀ブランド認定のメリット

- (1) 伊賀ブランド認定品は、地域の優秀な産品として伊賀市や関係団体が地域内外に積極的なPRやアピールを展開しますので販売拡大ができます。
- (2) 伊賀ブランド認定品は、認定マークをシールやタグまたはパッケージ印刷するなど他産品・商品と差別化できます。また、伊賀ブランド認定品の店としてオリジナルの幟旗が提供されますので店頭・事業所に掲示できます。
- (3) 伊賀ブランドに認定されると、優先的に伊賀市や関係団体が主催する物産展やイベントに

出展できます。また、ふるさと応援寄付金返礼品取り扱い事業者として採用される等、伊賀市や関係団体の業務に用いる物品に、優先的に登用されます。

- (4) 伊賀ブランド認定品は、伊賀ブランド推進協議会の公式ホームページやパンフレットに掲載しますので、優先的に全国に向けてPR・推奨され販売拡大が図れます。自社ホームページとのリンクもできます。
- (5) 伊賀ブランド認定品は、認定品相互の連携ギフトや合同キャンペーン等を企画展開していくことで、伊賀ブランドとして効果的な販売拡大が期待できます。

11 申請方法

伊賀市産業農林部商工労働課（伊賀ブランド推進協議会事務局）へ申請書類を請求していただくか、伊賀市ホームページ（<http://www.city.iga.lg.jp>）からダウンロードしてください。

所定の様式に必要な事項を記載のうえ、関係書類を添えて、令和7年6月27日（金）の午後5時までに伊賀市産業農林部商工労働課へご持参ください。（郵送可・必着）

(1) 申請受付窓口

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地

伊賀市産業農林部商工労働課（伊賀ブランド推進協議会事務局）

（土・日、祝日を除く 8:30～17:00）

(2) 申請書類（申請産品が2品目ある場合、①～④は産品毎に提出してください。）

①伊賀ブランド認定申請書（様式第1号）

②伊賀ブランド認定申請調書（様式第2号）

※②については、審査資料作成のため、可能な限りデータも提出してください。

③誓約書（様式第3号）

④認定を受けようとする伊賀産品の概要が分かる書類等

※写真（データ可）やカタログ、パンフレット等、申請産品についてアピールできるものを添付してください。

⑤申請者の概要が分かる書類

ア 法人及び法人以外の団体にあつては、定款又は規約その他これに類する書類

イ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本

法人以外の団体にあつては、代表者の住民票抄本

個人にあつては、申請者の住民票抄本

ウ 申請者の事業内容等が分かる書類（パンフレット、ホームページ等）

⑥完納証明書 伊賀市等が発行する住民税等の滞納が無いことを証明するための証明書（過去1月以内に発行したもの）

(3) 申請書類提出部数

正本1部

※なお、下記書類にあつては、審査資料として必要となるため、15部提出してください。

申請書類④（認定を受けようとする伊賀産品の概要が分かる書類等）

申請書類⑤のウ（申請者の事業内容等が分かる書類）

(4) 注意事項

- ①申請は年度ごとに1事業者2品目までとします。
- ②申請書に記載されている内容に基づき審査しますので、認定基準の適合性については、「伊賀ブランド認定基準細目（P10）」を参照に詳しく記入してください。
- ③申請書類は返却いたしません。
- ④申請書類の内容については、当該審査以外に使用することはありません。

12 今後のスケジュール(予定)

- (1) 申請書の受付期限 令和7年6月27日(金)
- (2) 認定委員会の審査 令和7年7月下旬～8月上旬
※プレゼンテーションをしていただくため出席いただく必要があります。
- (3) 認定審査結果通知 令和7年8月上旬～中旬
- (4) PR用写真撮影 令和7年8月中旬
- (5) 認定証授与式 令和7年8月下旬～9月上旬

13 問い合わせ先

伊賀ブランド推進協議会事務局

○伊賀市産業農林部商工労働課

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地

TEL : 0595-22-9669 FAX : 0595-22-9695

E-mail : shoukou@city.iga.lg.jp

○上野商工会議所

〒518-0873 伊賀市上野丸之内500番地 ハイトピア伊賀3階

TEL : 0595-21-0527 FAX : 0595-24-3857

E-mail : info@iga-ueno.or.jp

○伊賀市商工会

〒519-1412 伊賀市下柘植723番地の1

TEL : 0595-45-2210 FAX : 0595-45-5307

E-mail : iga@ict.ne.jp

伊賀ブランド認定要領

(目的)

第1条 この要領は、伊賀の風土と暮らしが育み、伊賀の匠の知恵と技が結集した優良な「伊賀産」（以下「伊賀産品」という。）と、その生産又は製造等に携わる「伊賀者」（以下「事業者等」という。）を伊賀ブランドとして認定し、情報発信することにより、伊賀の知名度を向上させ、伊賀産品の普及と品質の向上並びに事業者等の意欲を高め、地域づくりと産業の活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 伊賀産品 原則として伊賀地域で生産、製造、加工されたものをいう。
- (2) 事業者等 農業、林業、漁業若しくは製造業やサービス業を営む個人、法人又はこれらを営む者で組織される法人若しくは団体であって、原則として伊賀地域に主たる事業所を有するものをいう。

2 伊賀ブランドの認定名称は、「IGAMONO」とする。

(認定基準)

第3条 伊賀ブランド推進協議会（以下「協議会」という。）は、伊賀ブランドの認定にあたってその認定基準を定めなければならない。

2 協議会は、認定基準を定めたときは、これを公表するものとする。また、変更するときも同様とする。

(認定対象及び認定申請資格)

第4条 伊賀ブランドの認定の対象は、次に掲げる伊賀産品及びその事業者等とする。

- (1) 一次産品
- (2) 加工品
- (3) 工芸品

2 伊賀ブランドの認定の申請を行うことができる資格のある者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 認定の対象となる伊賀産品の事業者等であること。ただし、前項第1号に掲げる「一次産品」については、伊賀産品の事業者等のうち、法人又はこれらを営む者で組織される法人若しくは団体に限るものとする。
- (2) 伊賀市等が賦課徴収する住民税等に滞納が無いこと。
- (3) 生産、製造、加工、販売等について法令等の規定に違反していないこと。
- (4) 責任者、責任の所在が明確であり、第三者からの苦情、要望等に対する処理体制が確立されていること。

(認定の申請)

第5条 協議会は、毎年度期間を定めて伊賀ブランド認定の申請を受け付けるものとする。

2 伊賀ブランドの認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、伊賀ブランド認定申請書（以下「申請書」という。）（様式第1号）を協議会に提出するものとする。

3 申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 伊賀ブランド認定申請調書（様式第2号）
- (2) 誓約書（様式第3号）
- (3) 申請者の概要が分かる書類
 - ア 法人及び法人以外の団体にあつては、定款又は規約その他これに類する書類
 - イ 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
法人以外の団体にあつては、代表者の住民票
個人にあつては、申請者の住民票
 - ウ 申請者の事業内容等が分かる書類
- (4) 認定を受けようとする伊賀産品の概要が分かる書類等
- (5) 完納証明書 伊賀市等が発行する住民税等の滞納が無いことを証明するための証明書（過去6月以内に発行したもの）
- (6) その他協議会が必要と認める書類

(認定の審査)

第6条 協議会は、前条の申請があった場合は、第3条の認定基準に基づく適合審査（以下「認定審査」という。）を伊賀ブランド認定委員会（以下「委員会」という。）に委ねるものとする。

2 委員会は、前項による審査を委ねられた場合は、申請書等その他必要な事項について認定審査を行い、その結果を協議会に報告するものとする。

3 申請者は、円滑な認定審査に協力しなければならない。

(審査結果の通知)

第7条 協議会は、委員会の認定審査で、認定基準に適合すると認められたときは、当該申請者に対して伊賀ブランド認定審査結果通知書（様式第4号）により通知するものとする。

2 協議会は、委員会の認定審査で、認定基準に適合しないと認められたときは、当該申請者に対して伊賀ブランド認定審査結果通知書（様式第5号）によりその理由を付して通知するものとする。

(認定及び認定証の交付)

第8条 前条第1項の通知を受けた者は、協議会が指定する日までに宣誓書（様式第6号）を提出するものとする。

2 協議会は、前項の規定による宣誓書の提出があった場合は、第3条の認定基準に照らし、認定を決定するものとする。

3 協議会は、前項の規定により、当該伊賀产品及びその事業者等を伊賀ブランドとして認定し、伊賀ブランド認定証（様式第7号）（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

(認定の公表等)

第9条 協議会は、伊賀ブランドとして、認定した伊賀產品（以下「認定品」という。）及び認定を受けた事業者等（以下「認定事業者」という。）の内容を公表し、積極的に情報発信をするものとする。

(認定内容の変更)

第10条 認定事業者は、次の各号に該当する認定に係る内容の変更が生じたときは、伊賀ブランド認定申請事項変更届出書（様式第8号）により、速やかに協議会に提出しなければならない。

(1) 氏名又は住所（法人、団体にあつてはその名称及び代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）

(2) 認定品の名称を変更したとき

(3) 認定品の生産、製造、加工、販売を一部変更、廃止又は中止したとき

(4) 認定品の包装又は容器に係るデザインを著しく変更したとき

(5) 前各号に掲げるもののほか、申請書記載事項で認定内容の実質的な変更が生じたとき

(業務状況の聴取等)

第11条 協議会は、特に必要があると認めるときは、認定事業者に対して、認定品に係る報告を求め、実地調査し、又は必要な指示をすることができる。

(認定の取消)

第12条 協議会は、認定品及び認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、委員会の審議を経て認定を取り消すことができる。

(1) 認定を受ける要件、資格を欠くに至ったとき

(2) 認定基準に適合しないと認められたとき

(3) 虚偽の申請により認定を受けたとき

(4) 第10条の規定による届出を正当な理由なく行わなかったとき

(5) 第11条の規定による報告、調査を正当な理由なく拒否し、又は指示に従わなかったとき

(6) 認定品の生産、製造、加工、販売を廃止又は1年間以上中止したとき

(7) その他、制度の運用に重要な支障を来す行為があったとき

2 協議会は、認定を取り消す場合は、その対象となる伊賀產品及びその者の氏名（法人、団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）を公表することができる。

3 第1項の規定に該当することにより認定を取り消された事業者等は、その取り消しの日から2年を経過しなければ、新たな認定を申請することができない。

(認定の有効期間)

第 13 条 第 8 条第 2 項の規定による認定の有効期間は、認定した日の属する年度から 3 年目の 3 月 31 日までとする。

(認定の更新)

第 14 条 前条の規定による認定の有効期間が終了となる場合において、認定の更新を受けようとする認定事業者は、認定期間が終了する日の 3 ヶ月前までに、伊賀ブランド認定更新申請書（様式第 9 号）を、第 5 条第 3 項の規定に準用する書類を添付し協議会に提出するものとする。

2 協議会は、第 12 条の規定に該当する場合を除き、認定の更新をすることができる。

3 協議会は、認定の更新をした場合は、認定事業者に対して認定証を交付するものとする。

4 更新の有効期間は、認定の終了する日の翌日から 2 年間とする。

(認定登録料)

第 15 条 認定事業者は、認定に係る登録料を納めることを要する。新規の登録料は、1 認定品につき 1 万円とし、2 品目からは 2 千円とする。更新時の登録料は、1 認定品につき 5 千円とし、2 品目からは 1 千円とする。ただし、協議会会長が登録料の負担を免除する必要があると認められるときは、登録料を免除することができる。

2 登録後、いかなる場合も登録料は返金しないものとする。

(認定証の再交付)

第 16 条 認定事業者は、認定証を紛失又は破損したときには、伊賀ブランド認定証再交付申請書（様式第 10 号）を速やかに協議会に提出し、その再交付を受けなければならない。

(認定の表示)

第 17 条 認定事業者は、認定品及び自らが伊賀ブランドとして認定を受けたものであることを表示することができる。

2 認定の表示に関しては、別に定める伊賀ブランド認定表示取扱基準によるものとする。

(認定事業者の責務)

第 18 条 認定事業者は、この要領の定めるところを誠実に遵守するとともに次の各号について特に留意しなければならない。

(1) 認定品の生産、製造又は販売等を通じて、当該認定品の情報発信を積極的に行い、伊賀に対するイメージの向上に繋げるよう努めなければならない。

(2) 認定品の計画的な生産、製造並びに適正な保管及び流通体制の整備に努めなければならない。

(3) 第 11 条の規定による調査等が速やかに実施できるよう、帳簿等関係書類の整理保管に努めなければならない。

2 認定品の品質、流通、販売等において事故等の問題が生じたときは、認定事業者がその責任を負うものとする。なお、当該問題の内容については、伊賀ブランド事故等発生報告書（様式第 11 号）により、速やかに協議会に報告しなければならない。

(認定の特例)

第 19 条 協議会は、第 5 条の規定による手続きによらず、認定基準に適合すると認められる伊賀産品及びその事業者等について、当該事業者等の承諾を得て伊賀ブランドとして認定することができる。

(事務処理)

第 20 条 この認定に関する事務処理は、上野商工会議所、伊賀市商工会及び伊賀市産業農林部商工労働課が共同して務める。

(その他)

第 21 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成 27 年 10 月 6 日から施行する。

伊賀ブランド認定基準

伊賀ブランド認定要領第3条に規定する認定基準は下記のとおりとする。

基 準	視 点
コンセプト	1. 伊賀の風土・自然・歴史・伝統・生活から培われてきたものである。
	2. 伊賀ブランドとして伊賀らしい魅力がある。価値が感じられる。
独自性	1. 伊賀ブランドとして独自性がある。
	2. 伊賀ブランドらしい工夫や創意がある。伊賀らしい技がある。
信頼性	1. 商品が高質である。品質に対する確実な取り組みが行われている。
	2. 伊賀地域で生産・加工されている。原則、主たる原材料が伊賀産である。
	3. 法令順守及び衛生・製造過程における安心安全の確保がなされている。
市場性	1. 市場に向けて商品としての魅力がある。
	2. パッケージ・容器・サイズ・雰囲気等が商品の販売にふさわしいものである。
将来性	1. 販売実績があり、将来への意欲や構想がある。

伊賀ブランド認定基準細目

基 準	視 点	解 説
コンセプト	1. 伊賀の風土・自然・歴史・伝統・生活から培われてきたものである。	○伊賀の自然条件や自然が持つ機能の活用が図られている（自然との共生、共存を図りながら自然の力を引き出す知恵） ○伝統的技術や地域資源の活用が図られている（伝統を守り育む意志）
	2. 伊賀ブランドとして伊賀らしい魅力がある。価値が感じられる。	○伊賀の歴史や地域に関わりのある取組みとして、その取組を通じて伊賀を物語るができる ○地域資源へのこだわり等伊賀のPRにつながる取組がある ○「伊賀の本物」としての価値を高める技術開発や管理において革新的な取組や改善改良の実施がある
独自性	1. 伊賀ブランドとして独自性がある。	○商品を差別化するというブランドづくりの方向性が明確である ○他の地域で生産、製造される、又は他の事業者等が生産、製造する類似の商品との機能や特徴（品質・規格・形状・賞味・利便性等）の面での優位性、独自性がある ○知的財産権の取得（出願）若しくは保護が図られている
	2. 伊賀ブランドらしい工夫や創意がある。伊賀らしい技がある。	○技術・色彩・デザイン・包装やネーミング等に伊賀らしい特徴又は優位性が認められ、若しくは差別化するなど工夫や創意が認められる
信頼性	1. 商品が高質である。品質に対する確実な取り組みが行われている。	○品質・味覚の高さを保証する客観的な事実がある ○使用する原材料を厳選し、品質、等級基準を明確化している ○生産（製造）から販売まで一定の基準等を定めている ○第三者による認証や表彰がある
	2. 伊賀地域で生産・加工されている。原則、主たる原材料が伊賀産である。	○伊賀地域で生産・製造・加工されたもので、最終消費者が使用するものである ○原則、主たる原材料に伊賀産を使用している
	3. 法令順守及び衛生・製造過程における安心安全の確保がなされている。	○責任の所在が明確であり、社会的信用がある ○法令順守や衛生管理等の体制が整っており、実践されている ○顧客からの苦情・要望等に対応する取組みが行われている ○危機管理体制が明確になっている ○トレーサビリティ、情報公開など信頼性を確保する取組がある
市場性	1. 市場に向けて商品としての魅力がある。	○消費者や取引先に一定の評価を受けている。 ○消費者に購入意向や継続利用を促せる魅力があり、今後の販路拡大が期待できる ○消費者が適切に、若しくは、容易に入手できる
	2. パッケージ・容器・サイズ・雰囲気等が商品の販売にふさわしいものである。	○販売チャネルやターゲットにふさわしいものである。 ○消費者に購入意向や継続利用を促せる魅力があり、今後の販路拡大が期待できる ○伊賀のイメージアップにつながる効果が期待できる
将来性	1. 販売実績があり、将来への意欲や構想がある。	○安定した売り上げ実績がある ○取扱事業者や自社店舗など十分な販売チャネルを有している ○販売促進にかかわる営業活動に積極的に取り組んでいる ○ブランドの維持や発展への考えがあり、取組の実施や計画がある ○伊賀ブランドの普及、認知度向上、他の事業者等への波及効果や地域雇用の促進が期待できる

伊賀ブランド認定審査取扱方針

認定基準に基づく審査取扱方針は次のとおりとする。

認定審査は、申請者から提出された申請書類に基づき、申請者によるプレゼンテーションを行い、合議制で審査を行う。

- ・申請者ごとにプレゼンテーション及び質疑応答を行う。
- ・申請者には可能な限り申請サンプルを提出（提示）していただく。
- ・伊賀ブランド認定委員会委員（以下「委員」という。）各自は、伊賀ブランド認定審査表により、認定基準の項目に対して絶対評価方式による５段階評価を行う。
- ・審査表には５つの認定基準（１０の視点）を設け、各視点においてそれぞれ５点を配点し、５０点満点とする。
- ・各委員は、申請商品ごとに審査所見を記入する。
- ・各委員が審査した総合得点の平均が３５点以上のもの（小数点以下切り捨て）で、認定基準各視点の合計得点の平均が１点以下でないもの（小数点第２以下切り捨て）について、審査結果を基に討議を行い、合議制で伊賀ブランド認定の適否について決定する。

■ 認定基準

基準	視点
コンセプト	１．伊賀の風土・自然・歴史・伝統・生活から培われてきたものである。
	２．伊賀ブランドとして伊賀らしい魅力がある。価値が感じられる。
独自性	１．伊賀ブランドとして独自性がある。
	２．伊賀ブランドらしい工夫や創意がある。伊賀らしい技がある。
信頼性	１．商品が高質である。品質に対する確実な取り組みが行われている。
	２．伊賀地域で生産・加工されている。原則、主たる原材料が伊賀産である。
	３．法令順守及び衛生・製造過程における安心安全の確保がなされている。
市場性	１．市場に向けて商品としての魅力がある。
	２．パッケージ・容器・サイズ・雰囲気等が商品の販売にふさわしいものである。
将来性	１．販売実績があり、将来への意欲や構想がある。

■ 採点基準

区分	点数
十分適合する	５点
適合する	４点
普通	３点
あまり適合しない	２点
適合しない	１点

伊賀ブランド認定審査表

産品名		申請者名				
基準	視点	採点（１～５に○を記入）				
コンセプト	１．伊賀の風土・自然・歴史・伝統・生活から培われてきたものである。	5	4	3	2	1
	２．伊賀ブランドとして伊賀らしい魅力がある。価値が感じられる。	5	4	3	2	1
独自性	１．伊賀ブランドとして独自性がある。	5	4	3	2	1
	２．伊賀ブランドらしい工夫や創意がある。伊賀らしい技がある。	5	4	3	2	1
信頼性	１．商品が高質である。品質に対する確実な取り組みが行われている。	5	4	3	2	1
	２．伊賀地域で生産・加工されている。原則、主たる原材料が伊賀産である。	5	4	3	2	1
	３．法令順守及び衛生・製造過程における安心安全の確保がなされている。	5	4	3	2	1
市場性	１．市場に向けて商品としての魅力がある。	5	4	3	2	1
	２．パッケージ・容器・サイズ・雰囲気等が商品の販売にふさわしいものである。	5	4	3	2	1
将来性	１．販売実績があり、将来への意欲や構想がある。	5	4	3	2	1

５：十分適合する ４：適合する ３：普通 ２：あまり適合しない １：適合しない

所見	総合得点

伊賀ブランド認定委員会設置要綱

(名称)

第1条 本会は、伊賀ブランド認定委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、伊賀ブランド推進協議会（以下「協議会」という。）規約第7条に基づき、伊賀ブランドの認定に関する事項について調査及び審議することを目的として設置する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、伊賀ブランド認定要領に基づき、次に掲げる事項について調査及び審議し、意見を述べるものとする。

(1) 伊賀ブランドの認定に関する事項

(2) その他目的を達成するために必要な事項

(組織及び委員)

第4条 委員会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから協議会会長が任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、協議会会長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によってこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、調査及び審議するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、上野商工会議所に置き、上野商工会議所、伊賀市商工会及び伊賀市産業振興部商工労働課が共同して務める。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年10月6日から施行する。

(経過措置)

この要綱の施行後、最初の委員の任期は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。

(様式第 1 号)

伊賀ブランド認定申請書

令和 年 月 日

伊賀ブランド推進協議会長 様

申請者

住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

伊賀ブランド認定要領第 5 条の規定により、伊賀ブランドの認定を受けたいので、関係書類等を添えて申請します。

(様式第2号)

伊賀ブランド認定申請調書

1. 申請者の概要

令和 年 月 日現在

フリガナ 法人等の名称				
所在地	〒			
フリガナ 代表者				
設立年月日 (注)	年 月 日			
資本金等 (法人のみ)	千円	従業員数	人	
ホームページ	http://			
主な事業又は 活動内容				
申請に関する 担当者連絡先	フリガナ 担当者名		役職	
	電話	(内線)		
	F A X			
	E-mail	@		

(注) 個人にあつては、事業開始年月日

2. 申請する伊賀産品

フリガナ 申請産品名 (商品名)		規格 単位		価格	円
------------------------	--	----------	--	----	---

※申請産品の概要が分かる書類のほか、写真データやカタログ、パンフ、申請産品のサンプル等、申請産品についてアピールできるものを添付してください。

3. 伊賀ブランドとしてのアピールポイント

※別添の伊賀ブランド認定基準細目を参照に、以下の①～⑥について詳しく記入してください。
別紙での提出も可とします。

①コンセプト

申請産品がもつ伊賀とのかかわり（伊賀の風土・自然・歴史・伝統・生活から培われてきたものであるか。伊賀ブランドとして伊賀らしい魅力があるか。価値が感じられるか。）について記入してください。

②独自性

申請産品がもつ独自性（伊賀ブランドとして独自性があるか。伊賀ブランドらしい工夫や創意があるか。伊賀らしい技があるか。）について記入してください。

③信頼性

申請産品がもつ信頼性（商品が高質であるか。品質に対する確実な取り組みが行われているか。伊賀地域で生産・加工されているか。原則、主たる原材料が伊賀産であるか（※）。法令順守及び衛生・製造過程における安心安全の確保がなされているか。）について記入してください。

（※）主たる原材料が伊賀産でない場合はその理由を記入してください。

④市場性

申請産品がもつ市場性（市場に向けて商品としての魅力があるか。パッケージ・容器・サイズ・雰囲気等が商品の販売にふさわしいものであるか。）について記入してください。

⑤将来性

申請産品がもつ将来性（販売実績があり、将来への意欲や構想があるか。）について記入してください。

⑥その他

特記事項（各種の受賞、表彰歴、その他アピールできるもの）があれば記入してください。

伊賀ブランド認定基準細目

基準	視点	解説
コンセプト	1. 伊賀の風土・自然・歴史・伝統・生活から培われてきたものである。	○伊賀の自然条件や自然が持つ機能の活用が図られている（自然との共生、共存を図りながら自然の力を引き出す知恵） ○伝統的技術や地域資源の活用が図られている（伝統を守り育む意志）
	2. 伊賀ブランドとして伊賀らしい魅力がある。価値が感じられる。	○伊賀の歴史や地域に関わりのある取組みとして、その取組を通じて伊賀を物語ることができる ○地域資源へのこだわり等伊賀のPRにつながる取組がある ○「伊賀の本物」としての価値を高める技術開発や管理において革新的な取組や改善改良の実施がある
独自性	1. 伊賀ブランドとして独自性がある。	○商品を差別化するというブランドづくりの方向性が明確である ○他の地域で生産、製造される、又は他の事業者等が生産、製造する類似の商品との機能や特徴（品質・規格・形状・賞味・利便性等）の面での優位性、独自性がある ○知的財産権の取得（出願）若しくは保護が図られている
	2. 伊賀ブランドらしい工夫や創意がある。伊賀らしい技がある。	○技術・色彩・デザイン・包装やネーミング等に伊賀らしい特徴又は優位性が認められ、若しくは差別化するなど工夫や創意が認められる
信頼性	1. 商品が高質である。品質に対する確実な取り組みが行われている。	○品質・味覚の高さを保証する客観的な事実がある ○使用する原材料を厳選し、品質、等級基準を明確化している ○生産（製造）から販売まで一定の基準等を定めている ○第三者による認証や表彰がある
	2. 伊賀地域で生産・加工されている。原則、主たる原材料が伊賀産である。	○伊賀地域で生産・製造・加工されたもので、最終消費者が使用するものである ○原則、主たる原材料に伊賀産を使用している
	3. 法令順守及び衛生・製造過程における安心安全の確保がなされている。	○責任の所在が明確であり、社会的信用がある ○法令順守や衛生管理等の体制が整っており、実践されている ○顧客からの苦情・要望等に対応する取組みが行われている ○危機管理体制が明確になっている ○トレーサビリティ、情報公開など信頼性を確保する取組がある
市場性	1. 市場に向けて商品としての魅力がある。	○消費者や取引先に一定の評価を受けている。 ○消費者に購入意向や継続利用を促せる魅力があり、今後の販路拡大が期待できる ○消費者が適切に、若しくは、容易に入手できる
	2. パッケージ・容器・サイズ・雰囲気等が商品の販売にふさわしいものである。	○販売チャネルやターゲットにふさわしいものである。 ○消費者に購入意向や継続利用を促せる魅力があり、今後の販路拡大が期待できる ○伊賀のイメージアップにつながる効果が期待できる
将来性	1. 販売実績があり、将来への意欲や構想がある。	○安定した売り上げ実績がある ○取扱事業者や自社店舗など十分な販売チャネルを有している ○販売促進にかかわる営業活動に積極的に取り組んでいる ○ブランドの維持や発展への考えがあり、取組の実施や計画がある ○伊賀ブランドの普及、認知度向上、他の事業者等への波及効果や地域雇用の促進が期待できる

(様式第3号)

誓 約 書

令和 年 月 日

伊賀ブランド推進協議会長 様

伊賀ブランド認定申請を行うにあたり、下記に掲載した事項は真実に相違ありません。

また、申請資格を有しないと判断された場合及び申請者としてふさわしくない行為があった場合に、伊賀ブランドの認定対象から除外されても、何ら異議を申し立てません。

申請者

住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

記

- 1 伊賀ブランド認定要領第4条に規定する要件を満たしていますので、申請資格を有しています。
- 2 伊賀ブランド認定申請書等の提出書類に記載の事項は事実と相違ないことを確約します。

(様式第 4 号)

令和 年 月 日

申請者 様

伊賀ブランド推進協議会長 ㊟

伊賀ブランド認定審査結果通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった伊賀ブランド認定について審査した結果、下記のとおり認定することとしましたので通知します。

なお、認定にあたり、伊賀ブランド認定要領第 8 条に規定する宣誓書を令和 年 月 日までに提出してください。

記

1 産品名

2 事業者等 住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

3 理由又は意見

(様式第5号)

令和 年 月 日

申請者 様

伊賀ブランド推進協議会長 ㊟

伊賀ブランド認定審査結果通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった伊賀ブランド認定について審査した結果、下記の理由により認定することはできませんでしたので通知します。

記

1 産品名

2 事業者等 住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

3 理由又は意見

(様式第 6 号)

宣 誓 書

伊賀ブランド認定を受けるにあたり、伊賀ブランド認定要領を遵守するとともに、次の事項について特に留意することを誓約します。

- 1 認定を受けた製品の生産、製造又は販売等を通じて、認定ロゴマークのシール貼付やパッケージ印刷するなど、様々な場面で認定ロゴマークを活用し、当該製品の情報発信を積極的に行い、伊賀に対するイメージの向上につなげます。
- 2 認定を受けた製品の計画的な生産、製造及び適正な保管・流通体制の整備に努めます。
- 3 認定を受けた製品の品質、流通、販売等において、事故等の問題が生じたときは、当方がその責任を負います。

令和 年 月 日

伊賀ブランド推進協議会長 様

申請者

住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

伊賀ブランド認定証



認定番号 第 号

有効期限 令和 年 月 日

産 品 名

事業者名

上記の産品および事業者を伊賀ブランド認定要領による
伊賀ブランド「IGAMONO」として認定します

令和 年 月 日

伊賀ブランド推進協議会

会長

(様式第 8 号)

伊賀ブランド認定申請事項変更届出書

令和 年 月 日

伊賀ブランド推進協議会長 様

申請者

住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

伊賀ブランド認定要領第 10 条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

変 更 の 内 容	新	
	旧	
変更しようとする背景・理由		
変更に伴うブランド管理への影響		

申 請 に 関 す る 担 当 者 連 絡 先	担当者名		部署	
	電 話	(内線)		
	F A X			
	E - mail	@		

* その他変更内容に関する資料があれば、添付すること。

(様式第9号)

伊賀ブランド認定更新申請書

令和 年 月 日

伊賀ブランド推進協議会長 様

申請者

住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

伊賀ブランド認定要領第14条第1項の規定により、伊賀ブランドの認定更新を受けたいので、関係書類等を添えて申請します。

(様式第 10 号)

伊賀ブランド認定証再交付申請書

令和 年 月 日

伊賀ブランド推進協議会長 様

認定番号 第 号

申請者

住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

伊賀ブランド認定要領第 16 条の規定に基づき、下記のとおり認定証の再交付を申請します。

記

認 定 番 号	第 号	
認 定 品 名		
認 定 事 業 者	住 所	
	氏 名	
再 交 付 が 必 要 な 理 由		

(様式第 11 号)

伊賀ブランド事故等発生報告書

令和 年 月 日

伊賀ブランド推進協議会長 様

認定番号 第 号

申請者

住 所

(法人、団体にあつては主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人、団体にあつては名称及び代表者の職氏名)

伊賀ブランド認定要領第 18 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

認 定 番 号	第 号	
認 定 品 名		
認 定 事 業 者	住 所	
	氏 名	
事故等の内容		
対 応 方 針 又は 処 理 結 果		

* 事故等の対応が未処理又は処理中である場合は、処理でき次第、結果を報告すること。

* 処理結果には、再発防止策等の結果を明記すること。